

令和5年度 千葉県鳥獣保護区等位置図 (北部地区)

- 狩猟についてのおたすね先(図中※印)
1 環境生活部自然保護課
2 葛南地域振興事務所
3 東葛飾地域振興事務所
4 印旛地域振興事務所
5 香取地域振興事務所
6 山武地域振興事務所
7 長生地域振興事務所
8 夷隅地域振興事務所
9 安房地域振興事務所
10 君津地域振興事務所

注、捕獲の制限等については、南部地区の位置図に記載されています。

凡例
保護管理ユニット
市 市
町 町
村 村
区 区
支庁 支庁
市 市
町 町
村 村
区 区
支庁 支庁
市 市
町 町
村 村
区 区
支庁 支庁

千葉県内では狩猟期間中も有害鳥獣の捕獲が実施されていますので、狩猟を行う際は十分ご注意ください。

重大事故防止のため、大粒散弾の使用は自粛していただきますよう、御協力をお願いします。

海上での狩猟について
海上における行政区域は明確でないので、都、県界付近で狩猟する場合は両都県の狩猟登録証を携帯すること。

水田地域で狩猟する場合は漁具等を破壊しないよう注意して下さい!!

国指定鳥獣保護区(1箇所)
1 日本海軍保護区(旧佐原海軍航空隊跡)
2 日本海軍保護区(旧佐原海軍航空隊跡)

県指定鳥獣保護区(59箇所)
1 千代田市鳥獣保護区
2 千代田市鳥獣保護区
3 千代田市鳥獣保護区

特定猟具使用禁止区域(銃器)(27箇所)
1 東葛飾市川崎町
2 東葛飾市川崎町
3 東葛飾市川崎町

特定猟具使用禁止区域(銃器)(27箇所)
4 東葛飾市川崎町
5 東葛飾市川崎町
6 東葛飾市川崎町

特定猟具使用禁止区域(銃器)(27箇所)
7 東葛飾市川崎町
8 東葛飾市川崎町
9 東葛飾市川崎町

特定猟具使用禁止区域(銃器)(27箇所)
10 東葛飾市川崎町
11 東葛飾市川崎町
12 東葛飾市川崎町

特定猟具使用禁止区域(銃器)(27箇所)
13 東葛飾市川崎町
14 東葛飾市川崎町
15 東葛飾市川崎町

狩猟者登録証の返納は3月15日まで
鳥獣の捕獲報告
狩猟事故・違反の防止に細心の注意を!!

お願い
定められた鳥類を捕獲、拾得されたときは、その場所と定輪のナンバーなどを図中左上の「狩猟についてのおたすね先」にお知らせ下さい。

この図面は保護区等の位置を示したものです。万一区域が明確に判別できないときは標識を確認するとともに地元狩猟者又は県出先機関におたすねください。

千葉県における日出・日没時刻(※時差11月1日～9月5日2月15日)
年月日 日出時刻 日没時刻
5.11.15 6:10 16:33

千葉県における日出・日没時刻(※時差11月1日～9月5日2月15日)
年月日 日出時刻 日没時刻
5.11.15 6:10 16:33
5.11.16 6:10 16:33